

シャープ健康保険組合 役職員の車両・運転管理に関する規程

第1条 シャープ健康保険組合の役職員の業務による車両使用（運転）については、シャープ株式会社が当該事項について定める規程を準用する。

尚、車両使用許可は書面により行い、使用許可受命者は車両使用が終了した時点で、使用許可命令権者に対し車両使用の終了報告を行わなければならない。

2. 前項の規程により難しい場合は、別に理事長が定めるところによる。

附 則

この規程は平成29年9月1日から施行する。